

相談室だより

9月号
(No. 111号)

平成18年9月1日発行

熊取療育園
地域療育等支援相談室
大阪府泉南郡熊取町朝代東4丁目22-12
TEL: 072-453-5917
FAX: 072-452-9151
e-mail: kumatori_room@tea.ocn.ne.jp

新たな相談支援事業

障害者自立支援法では、各市町村において「障害者相談支援事業」を必ず実施するよう定められており、市町村ではこの「障害者相談支援事業」をどのように実施するか検討されています。

《泉州南圏域の相談支援実施事業所》

	実施事業所名	所在地
身体	障害者生活支援センターホライズン	泉佐野市
	せんなんピアセンター	泉南市
知的	デイセンターせんなん	泉南市
	和泉の里	泉佐野市
	さつき園	阪南市
	熊取療育園	熊取町
精神	地域生活支援センターすずらん	泉佐野市

「障害者相談支援事業」は市町村が実施主体ですが、これまで相談支援を実施してきた事業所などへ委託することもできるようになっています。泉州南圏域(泉佐野市、熊取町、田尻町、泉南市、阪南市、岬町)においても、「委託」という方法を中心に検討されているようです。委託先として予測されるのは、上の表のとおりですが、これが絶対というわけではありません。また、相談支援実施事業所がない自治体もあり、複数の市町共同での委託を検討する可能性も考えられ、現段階で

どの市町がどこに委託するかなど、詳細についてまだ明確になっていません。

熊取療育園相談室では、これまで大阪府の委託を受けて、泉州南圏域を対象に相談支援を実施してきました。所在地である熊取町はもちろん、それ以外の市町にも、多くの利用者の方々がおられます。当相談室としては、今後も支援を継続させていただきたいと思っておりますが、10月以降は府の委託ではなく、市町村ごとの委託になることで、どこまで従来どおりの相談支援ができるのか、これまで関わらせていただいた各市町から、相談支援事業を委託していただけるのかどうかも含めて、今はまだわかりません。ただ、これまでご相談いただいた皆様のことを、10月からいきなり別機関へ投げ出してしまいうようなことにだけはならないよう、充分配慮したいと考えています。

この9月号が皆様のお手元に届く頃には、もう少し詳しいことが、各市町において決定されていると思われます。10月からの新たな相談支援事業について、その詳細が分かり次第、皆様にも速やかにお知らせしていきたいと思っております。



今月号は111号。「1」が3つそろってキレイヤ

なあ。 そうか、100号^{ごう}達成^{たっせい}を喜^{よろこ}んでから、もう一年^{いちねん}が
たとうとしてるのか……………早^{はや}っ！！ (見学)